



上越教育大学

# いじめ・生徒指導研究研修センター レポート

Vol.5



上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センターは、教育機関、学校及び地域社会と連携しながら、いじめや生徒指導等の学校教育の実践に関する諸課題に係る理論的・開発的研究を推進し、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的として、令和2年9月1日に当初「いじめ・生徒指導研究センター」として設置されました。

さらに、いじめ・不登校等生徒指導に関する組織の機能強化のため、令和6年4月1日付けで「いじめ・生徒指導研究研修センター」として発展的に改組・整備しました。

「上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センターレポート」は、本センターの事業活動の紹介及び成果報告を各教育委員会及び小中学校等に対して広く周知することを目的に発行しています。教育現場における研修等でご活用ください。

いじめ・生徒指導研究研修センター長 高橋 知己

# I 事業内容（教育現場との協働に係る主な内容等）



本センターは、現代の社会的な状況を背景にしたいじめ・生徒指導に関する理論的、実践的な研究を行うとともに、教員研修などの支援事業を実施することとしています。

## ① いじめ・生徒指導に関する質的・量的研究の推進

学校における児童生徒のアセスメントの工夫を図ることなど、カンと経験に加えてエビデンス・ベースの指導を重視する教育のDX化を推進します。

## ② 教育機関との連携

県内外の自治体や教育行政機関及び各種団体とのハブとして連携を推進します。研究成果を基に研修資料などを作成し、研修会や講習会に参画することで教育実践に寄与します。

## ③ 社会への貢献

子どもたちの命を守り、安全安心な学校や社会を築くために、より積極的に学校教育、家庭教育、社会教育などの取組を支援することで社会へ貢献します。

### 教育委員会との連携

新潟県教育委員会  
村上市教育委員会  
妙高市教育委員会  
関川村教育委員会

# II 所属教員（スタッフ）紹介



**研究の取組** / 日本学校心理学会、日本教育心理学会、日本生徒指導学会等に所属しながら、特に学校現場の集団と個人とのかわり方について、理論的な背景をもとにしながら学校・教室の場における実践的ないじめや生徒指導の諸問題について考えていきたいと思っています。

### 高橋 知己 教授 [センター長]

- 専門分野 / 特別活動・学校心理学
- 連絡先 (E-mail) / tomomi@juen.ac.jp



**研究の取組** / 子どもたちが安心して過ごすことのできる学級・学校づくりや、子どもの心理アセスメントが主なテーマです。学校現場で起きている生徒指導上の諸課題について理論的・実践的な研究を進めていきたいと考えています。

### 大門 秀司 准教授 [センター専任教員]

- 専門分野 / 学級経営・特別活動
- 連絡先 (E-mail) / daimon@juen.ac.jp



**研究の取組** / 学校心理学の知見を活かした予防的・開発的な生徒指導・教育相談、学級活動を中心とした学級経営、学級及び学校におけるウェルビーイングの向上に関心があります。いじめや不登校、生徒指導上の諸課題や学級の機能不全を未然に防ぎ、児童生徒の成長を促す教育実践について研究を進めています。

### 生方 直 講師 [センター専任教員]

- 専門分野 / 学級経営・生徒指導
- 連絡先 (E-mail) / ubukata@juen.ac.jp



**研究の取組** / 教育行政学の立場から、どのようにして学習者の権利を保障するか、学習環境の整備が必要か、家庭・地域社会・NPO・フリースクール・夜間中学校など、多様なアクターも含めた公共的な空間づくりに関心があります。また、自治体の子どもの権利条例なども研究対象です。

### 辻村 貴洋 准教授

- 専門分野 / 教育制度・地方教育行政
- 連絡先 (E-mail) / tujimura@juen.ac.jp



**研究の取組** / いじめやインターネットに関する問題など、生徒指導上の諸課題に対する一次予防に関心があります。近年は、いじめ防止に繋がる資質・能力を育むための教材やアセスメントツール等に関する研究を進めています。

### 寺戸 武志 准教授

- 専門分野 / 教育相談・生徒指導
- 連絡先 (E-mail) / terado@juen.ac.jp



**研究の取組** / 法に基づいた、平和で穏やかな学校・学級づくりがテーマです。児童生徒のいじめや暴力に関する民事裁判、また、食物アレルギーや熱中症の事故、津波災害等学校事故に関する民事裁判の判決書を検討し、学校危機管理や生徒指導、安全教育等に活かす研究に取り組んでいます。

### 蜂須賀 洋一 准教授

- 専門分野 / 生徒指導・人権教育
- 連絡先 (E-mail) / yoichi@juen.ac.jp



## 不登校傾向と学習や社会性との関連

高橋 知己 教授 [センター長]

いじめ・生徒指導研究研修センターでは、現在、SLQ (School Life Questionnaire: 学校生活アンケート) を新潟県内外で約7,000人を対象に広く実施しています。そのアンケートからは興味深い結果が得られています。今回はその中から、「不登校傾向」のある児童生徒の特色について報告しようと思います。分析の対象とするのは、新潟県内の小学生457名と中学生302名です。

SLQでは、アンケートの項目の中に不登校に関する質問項目を三つ用意しています。その設問に対する反応をもとに不登校傾向を分類してみました。

- ① 今のあなたに当てはまるもの 「学校に行く気がしない」
- ② 学校に行きたくないなあと思うこと 「よくある」
- ③ 自分や自分の周りで最近増えたと感じること 「学校へ行きたくないなあと思う」

上記の設問に対して、全て当てはまる回答をした場合に 不登校傾向3、3つのうち2つに当てはまった場合に 不登校傾向2、1つだけ当てはまった場合に 不登校傾向1、どれも当てはまらなかった場合に 不登校傾向0、としました。

不登校傾向と「楽しいと思うこと」「学校の授業」に関する設問とを集計して、ノンパラメトリック検定(データの度数を利用して行う統計手法)を行ったのが、下の表1と表2です。有意のものだけ示しています。

小学生の結果では、不登校傾向0の児童は、「楽しいと思うこと」という設問に「学校の授業」「友だちと話したり一緒に何かをしたりする」ことに+ (プラス) の反応が多く、「学校の授業は楽しい」という設問にも+ の反応が多かったです。不登校傾向2・3の児童では「学校の授業」に- (マイナス) の反応が多く、不登校傾

向2の児童では「自分が熱中しているもの、ことをしている時」に+の反応が多く、不登校傾向1・2・3のいずれの児童も、学校の授業については「授業で教えてもらう内容が多すぎる」「授業の進み方が速すぎる」「授業がわかりにくい」とする不満を訴えています。「授業中騒いでいる人がいて勉強ができなくなることがある」という反応も不登校傾向2・3の児童に多いです。この結果からは、不登校傾向と授業との強い関連性が示唆されます。授業に対して関心を持ってない、楽しいと感じない生徒が不登校傾向を示すのか、不登校傾向を示すから授業が楽しめないのか因果関係はどちらとも言えないのですが、いずれにせよ学習とは大きな関連性がありそうです。

驚くことに中学生の結果においても、その傾向は似ています。不登校傾向0の生徒は、「友だちと話したり一緒に何かをしたりする」ことに+の反応が多く、好んでいることがわかります。不登校傾向3の生徒は逆にこの項目の-の反応が多く、対人関係を苦手とするようです。同様に不登校傾向がある生徒は、1・2・3のいずれも「自分が熱中しているもの・ことをしている時」に+の反応をしており、個人の趣味に没頭していることがわかります。授業に関しても小学生と似た反応で不登校傾向0の生徒は授業を楽しんでいるのに対して、不登校傾向がある生徒は「授業の進み方が速すぎる」(不登校傾向2)、「授業がわかりにくい」(不登校傾向1・2・3)という-の反応が多く、不満を抱いていることがわかります。

こうした結果から、不登校児童生徒への対応として、対人関係や社会性を陶冶する活動を導入すること、楽しい授業を計画することが、とても大きな意味を持つことが示唆されたと言えると思われます。対策の一つの方向性として考えたいですね。

不登校傾向	学校の授業	友だちと話したり一緒に何かをしたりする	自分が熱中しているもの・ことをしている時	上段: 実業科 下段: カイロ・車 検定級 有意味性	授業で教える でもう一回 聞かせたい	授業の進み 方が速すぎ	授業がわか りにくい	学校の授業 は楽しい	授業中に 騒いでいる 人がいる
0 なし	433 3.359**	1790 2.810**	143 -2.572**	439 -3.728**	365 10.705**	765 -8.777**	327 13.501**	2518 7.851**	489 -8.733**
1 低					149 3.832**	129 2.747**	157 5.324**	347 -1.025**	
2 中	35 2.755**	79 2.140*	262 3.062**	99 3.658**	141 6.405**	118 4.394**	148 7.851**	776 17.896**	211 2.653**
3 高	35 3.842**				109 6.635**	96 5.702**	112 7.576**	48 1.455**	153 2.642**

表1 小学生の不登校傾向と学習や活動との関係

不登校傾向	学校の授業	友だちと話したり一緒に何かをしたりする	自分が熱中しているもの・ことをしている時	上段: 実業科 下段: カイロ・車 検定級 有意味性	授業で教える でもう一回 聞かせたい	授業の進み 方が速すぎ	授業がわか りにくい	学校の授業 は楽しい	授業中に 騒いでいる 人がいる
0 なし	573 3.544**	767 6.236**	174 2.163**	710 4.259**	179 6.524**	675 10.372**			
1 低		45 2.465*						2945**	1.045**
2 中		40 3.454**			35 5.028**	32 2.776**		38 0.725**	39 0.725**
3 高	34 -7.999**	33 4.429**						33 -4.627**	22 -0.752**

表2 中学生の不登校傾向と学習や活動との関係

さて、これまで取り上げたものは、授業との関連だったのですが、SLQの分析からはさらに興味深い結果が浮き彫りになっています。それは、「非社会性」という視点です。不登校の子どもたちの心性を考えると他者とのコミュニケーションに苦手感を感じている子がいるのではないかと、社会性を持つことや感じるのが苦手なのではないかという仮説を立ててアンケート結果から検証してみることになりました。この分析に使用したのは、新潟県の小中学生計759名（小学生457名、中学生302名）のデータです。ここでいう社会性とは、次のアンケート項目への回答を意味しています。

**非社会性**

- ①今のあなたに当てはまるもの「誰もかかわりたくない」
- ②あまり好きではないこと「班やグループでの活動」
- ③あまり好きではないこと「みんななどの集団での活動」
- ④悩みを誰に相談するか「相談する人がいない」
- ⑤友達といるときに嫌な思いをするか「よくある」

↓

全てに当てはまる	非社会性“5”	…	0人
5つのうち4つに当てはまる	非社会性“4”	…	9人
5つのうち3つに当てはまる	非社会性“3”	…	19人
5つのうち2つに当てはまる	非社会性“2”	…	62人
5つのうち1つに当てはまる	非社会性“1”	…	120人
どれにも当てはまらない	非社会性“0”	…	549人

項目を見ていただくとお分かりのように、集団での活動や対人場面での思いなどについて聞いた項目を5つ用意しており、その項目にいくつ反応したかについて調査し、分析を行いました。回答は複数回答であり、当該項目を選んでいない場合もそうでない場合もあります。不登校傾向の定義は前出のものと同様です。

この結果は、表3のようになっています。有意な差がなかったものは「小さい文字」であらわしています。マイナスの有意差がみられた場合には「斜体」で、プラスの有意差がある場合は「太い文字」で表しています。今回の分析では、幸いにして5つすべてを選択した生徒はいませんでした。

これによると、不登校傾向が「0」の生徒は、非社会性の項目への反応も「0」が突出して多かったです。つまり、不登校傾向がみられない生徒は、非社会性には反応しないということで、逆に集団活動やグループ活動を好んでいるのではないかと、ということが言えるということですね。

一方で不登校傾向が「2」や「3」の生徒は非社会性の項目を選んでいく割合が高くなっています。非社会性の項目を1～4個チェックしていました。この結果から、やはり当初予想したように不登校傾向のある子は非社会性が高く、言い換えると社会性が低いのではないかと、ということが言えそうです。集団活動が苦手であるとか、グループ活動が苦手であるということもとても苦しいこと

だと思いますが、何よりも「悩みを相談する人がいない」という回答が複数あったことがとてもつらいことですね。

		非社会性				
		0	1	2	3	4
不登校傾向	0	450	79	33	2	0
		<b>8.562**</b>	<i>3.881**</i>	<i>4.542**</i>	<b>5.459**</b>	<i>4.182**</i>
	1	82	19	11	2	1
		<i>-1.45</i>	<i>0.794</i>	<i>1.123</i>	<i>0.097</i>	<i>0.308</i>
	2	16	15	13	9	1
		<i>-1.082**</i>	<b>2.155*</b>	<b>4.226**</b>	<b>8.048**</b>	0.914
	3	15	17	8	2	4
		<i>-6.038**</i>	<b>3.683**</b>	<b>2.207*</b>	<i>1.192</i>	<b>6.246**</b>

表3 小中学生の不登校傾向と非社会性との関係

こうした状況をどうしたらよいのでしょうか。実際に不登校になった児童生徒に聞いてみたところ、「グループ学習が嫌だった」「朝の1分間スピーチが苦手」「英語での会話をするのが苦手」という声がありました。このように他人とのコミュニケーションを苦手する人は一定数います。しかし、現代教育ではコミュニケーションを行うこと、協働で学習を進めることが一つの目標ともなっています。ここがとても難しいところですね。学生のうちはともかく、社会に出たらコミュニケーションを一切取らずに社会活動や経済活動を営むことはおそらくとても難しいことでしょう。そのトレーニングとしても学校生活や集団生活で学ぶことは大切ではないでしょうか。そのためにも、学校で行う特別活動や総合的な学習の時間での活動に、先生方はより多くの知恵を働かせて工夫をしていくことが求められるのではないのでしょうか。児童生徒がより楽しく、より自主的に取組めるような活動の工夫が、これからの集団活動には求められているのです。

ここまで述べてきたことは、ある意味「授業改善」という言葉に集約されるのかもしれませんが。先生方のさらなる知恵と努力に大きな期待を寄せたいと思います。



## 2 学級の質の向上 —アセスメントツールの活用—

学級の質を高めるには、「ルールが共有されていること」、「子ども同士や教師と子どもとの人間関係が築かれていること」がとても大切です。なかでも「関係性の構築」は、学級経営の土台ともいえるキーワードです。

では、どうすれば関係性を築けるのでしょうか。その出発点は、教師が一人一人の子どもを理解することにあります。ルール共有や関係づくりも、すべては「子ども理解」があってこそです。先生方は、子どもの言葉、表情や声の調子、服装や持ち物など、多様な視点からサインをキャッチし、子どもの背景まで思いを巡らせ、子どもとの関係づくりにいかしていってほしいと思います。普段の多様な視点からの子ども理解に加え、アセスメントツールを活用することも、子どもを理解する方法の一つです。

## 3 SLQ (School Life Questionnaire) について

SLQ は、上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センターが実施している学校生活アンケートです。全部で 21 項目から構成されています。いじめ被害や不登校リスク、自己肯定感、家庭での生活状況、授業への意識、悩みなど、子どもたちの様々な側面を把握することができ、子ども理解に役立つ、とても有用なツールです。

SLQ の大きな特徴は「安心満足得点」と「不安不満得点」が数値で表れるところです。さらに、いじめ被害・加害・見聞きの状況や不登校傾向なども明確に示され、重点的に声かけが必要な子どもを理解しやすくなります。また、一人ひとりの回答傾向を「個票」(図 1) で確認することができます。

## 4 SLQ フィードバックから得られる子ども理解

SLQ を実施した後、結果のフィードバックを希望する学校には、センターに所属する大学教員が結果を分析し、学校の希望に合わせてフィードバックを行います。フィードバック研修は、学校のご要望に応じて実施します。例えば、次のような研修の流れがあります。

### <例 1：学校単独でフィードバック研修を実施>

- 1) 学校全体の傾向を説明
- 2) 各学級で重点的に声かけをすべき子どもの確認
- 3) 今後の学級経営方針立案や気になる子の共通理解の時間

### <例 2：学校単独でフィードバック研修を実施>

- 1) 管理職の先生方に学校全体の傾向を説明
- 2) 学級担任の先生に、5～10 分ずつ個別に説明

### <例 3：中学校単位でフィードバック研修を実施>

- 1) 各学校の傾向を説明
- 2) 各学級で重点的に声かけをしたらよい子どもの確認
- 3) 校区内での情報共有の時間

例 1 の場合、まず学校全体の傾向を「学校の授業に対してどう思っているか」や「子どもが抱えている悩み」「不登校傾向」など多様な視点からお伝えします。

これらは、学校全体の実態を把握する貴重なデータとなります。さらに、どの子どもに重点的な支援が必要かを確認することは、学級担任の先生方に特に役立ちます。管理職の先生方にとっても、限られた人員や時間の中で「どの学級のどの子を重点的に支援したらよいか」を見極めるために重要です。

実際に、フィードバック研修を受けた学校からは次のような声寄せられています。

- 「物静かで落ち着いていると思っていた A さんが、多くのストレスを抱えていることが分かった」
- 「B さんが家族とあまり会話をしていないことが分かり、家庭での様子を理解するのに役立った」
- 「子どもが授業をどう感じているか心配だったが、『授業が楽しい』と答えている子が 8 割を超えていて、自信をもつことができた」
- 「いじめについての指導が子どもたちに浸透していることが分かり安心した」

## 5 アセスメントツールの活用にあたって

学級の質を高めるうえで、教師による深い子ども理解は欠かせません。しかし、近年、子どもたちが抱える課題は多様化・複雑化しており、日常の行動観察や何気ない会話だけでは子どもを理解しきれない場合も少なくありません。そこで有用なのが、アセスメントツールの活用です。アセスメントツールは、子どもの状態や特徴を多面的に捉えることで、教師の「気づく力」、「見極める力」を高め、一人一人の子どもをより深く理解する手助けになります。

アセスメントツールは結果を得ることが目的ではなく、その情報をどのように生かすかが最も重要です。アセスメントツールの結果を基に、子どもへの関わり方や学級経営を見直すことで、子どもたちの安心感が高まり、「学校が楽しい」と実感できる学びの場につながります。

### <SLQに関するホームページURL>

[https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center\\_library/700slq.html](https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700slq.html)

上越教育大学 SLQ

検索



# 不登校のきっかけから考える教師と児童生徒の関係

生方 直 講師

## 不登校のきっかけに関する調査から見えること

文部科学省(2021)「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」によると、令和元年度に不登校であった児童生徒が、「最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」として、「先生のこと(先生と合わなかった。先生が怖かった、体罰があったなど)」の回答割合が小学校において29.7%であり、質問項目の中で最も高かったこと(続いて「身体の不調(27%)」、「生活リズムの乱れ(26%)」、中学校においては27.5%で「身体の不調(33%)」、「勉強が分からない(28%)」に続き高かったことが報告されています(図1、図2)。加えて「自由記述では、先生の指導が怖かったなど、教師と児童生徒の間で信頼関係を築くことができなかった事例や、障害のある児童生徒や性の多様性等について理解を求める記述もあり、教師を含め児童生徒の支援に関わる学校関係者は、児童生徒の発達や特性を理解し、指導方法や伝え方を工夫する等の重要性が示唆される」と考察しています。

子どもの発達科学研究所(2024)「文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究 報告書」によると、令和4年度問題行動等調査において不登校として報告された児童生徒の35.9%、不登校児童生徒の保護者の44.7%が「教職員への反抗・反発(先生と合わなかった)」をきっかけ要因として回答していることが示されました。また、同調査では、不登校の児童生徒と不登校でない児童生徒との差について検討しており、不登校でない児童生徒は「教職員への反抗・反発(先生と合わなかった)」の回答割合が14.3%であり不登校児童生に比べて有意に低かったことも示されています。さらに、同調査では「先生から厳しく怒られた・体罰」の回答割合が不登校の児童生徒は16.7%、不登校でない児童生徒は7.5%と報告しており、「教師の態度や指導方法が不登校の要因になっている可能性がある」としています。

不登校の要因やきっかけは多岐にわたり複雑に絡み合っているものである一方、上記の調査からは、教師の指導のあり方や教師との関係が児童生徒の学校適応に影響を与えていることもうかがえます。

## 教師と児童生徒の関係と学校への適応

教師と児童生徒との関係と学校適応に関連した研究を見ていきましょう。

江村・大久保(2012)は、小学生1,028名を対象として、学級適応感尺度と学校生活の要因(教師との関係、友人との関係、学業)との関連を学級の特徴別(「調和型」「無気力型」「不和型)」に検討する研究で、「教師との関係」が児童において、どの学級においても適応感と正の関連を示しており、負の関連を示している学級はみられなかったことを明らかにしています。中井・庄司(2008)は、中学生457名を対象に調査を実施し、「生徒の教師に対する信頼感尺度」と「学校生活適応感尺度」との関連を検討し、生徒の教師に対する信頼感は、生徒の「教師関係」における適応だけでなく、「学習意欲」「進路意識」「規則への態度」「特別活動への態度」といった、その他の学校適応感の側面にも影響を及ぼすことを報告しています。

また、当センターが児童2,454名を対象に実施した学校生活アンケートSLQの「担任の先生はあなたのことをよくわかってくれますか」という質問項目に関する反応も注目すべき結果でした。この質問に対して「わかってくれる」と回答した児童と、それ以外の回答(「わかってくれるときもある」「あまりわかってもらえない」「わからない)をした児童の回答を比較検討しました。学習面、ストレス反応、最近増えたこと、あまり好きではないこと等において「わかってくれる」と回答した児童は、学習や学校生活

最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ①

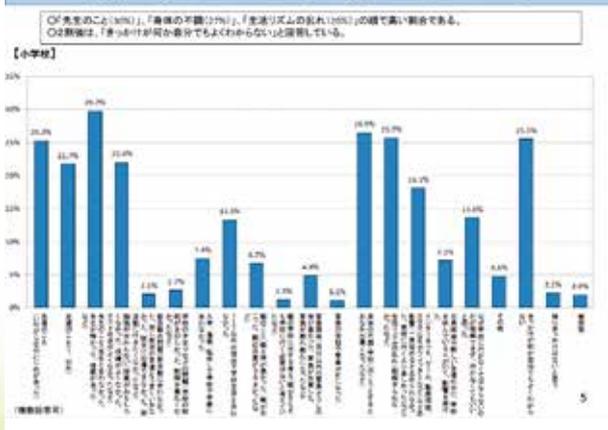


図1

最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ②

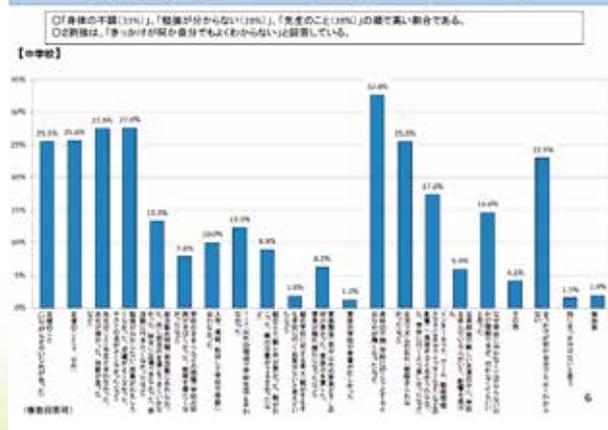


図2

に対して肯定的な回答をする傾向が見られ、反対にそれ以外の回答をした児童は否定的な回答が多く(図 3,4)、両者には統計的に意味のある差があることがわかりました。

これらの研究結果は、教師と児童生徒の関係性が、学校生活全体に大きな影響を与えていることを示唆しています。

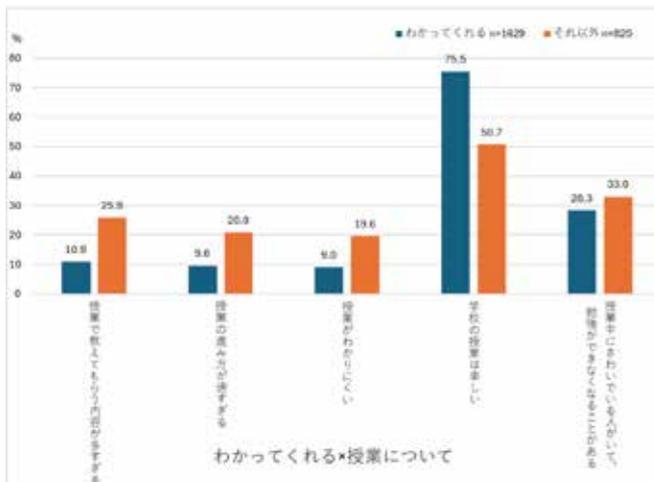


図3

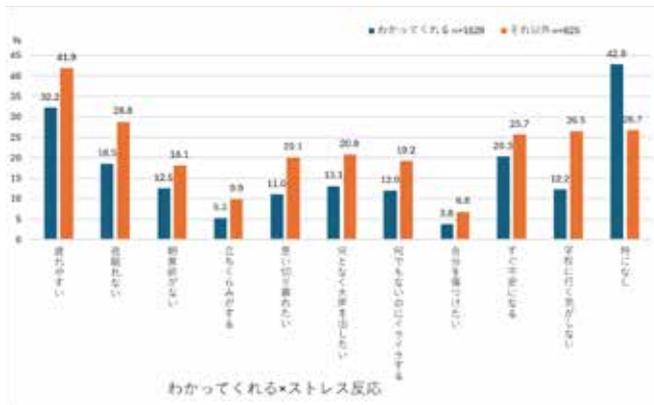


図4

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

個への指導援助であるカウンセリングと集団への指導援助であるガイダンスを両輪とした学級経営の充実の重要性がうかがえます。そして、日常的に児童生徒一人一人とのつながりを意識して関心を向けていることを示し、「先生は私のことを気にかけてくれている」「先生は自分のことをわかってくれている」と感じられるように働きかけていくことが大事です。具体的な実践としては、登校してきた児童生徒一人一人に対して名前を呼んで挨拶をする、連絡帳やノートのチェック等必然的に全員と関わるシステムを学級に設ける、一人2分～5分程度の全員面談(おしゃべりタイム)を実施する、書き言葉でのコミュニケーションツール(生活ノート、日記等)等が考えられるでしょう。

教師と児童生徒との一対一のよりよい関係性は、生徒指導及び学級経営の揺るぎない土台です。不登校の未然防止だけでなく、児童生徒の学校適応や健全な成長発達を促す重要な要素として、この関係性の構築を改めて見直してみたいかがでしようか。

【参考・引用文献】

文部科学省(2021)「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」  
 子どもの発達科学研究所(2024)「文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究 報告書」  
 江村早紀・大久保智生(2012) 小学校における児童の学級への適応感と学校生活との関連:小学生用学級適応感尺度の作成と学級別の検討, 発達心理学研究, 第23巻, 第3号, 241-251  
 中井大介・庄司一子(2008)「中学生の教師にたいする信頼感と学校適応感との関連」発達心理学研究, 第19巻第1号  
 文部科学省(2022) 生徒指導提要

鍵となる『発達支持的生徒指導』

では、教師と児童生徒がよりよい関係を築き、児童生徒の学校適応を促すにはどうしたらよいのでしょうか。その鍵は、発達支持的生徒指導の充実にあります。

発達支持的生徒指導とは、全ての児童生徒を対象に成長発達を支えることを意図して進められる生徒指導の基盤となるものです。目指す方向性は生徒指導の目標である自己指導能力の獲得です。生徒指導提要(2022)には発達支持的生徒指導の具体的内容として以下のように示されています。



# 日本の義務教育制度における「出席」が意味するもの

辻村 貴洋 准教授

## 1 数値が意味する制度疲労と限界

ここ数年、10月末頃に公表される「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」の数値をめぐって、様々な見解が示されることが恒例行事のようになってしまっています。数値の増減が、前年度までの状況を改善するための対策として有効であったかどうかをはかるための材料にしたいのが理由の一つです。とはいえ、この数値の増減だけではたしか原因の特定にはつながりません。あくまでも、日本全国の学校教育にかかわって起きている現象が、数値として表されているにすぎないのです。ここからわかることがあるとすれば、日本の学校教育という制度は、システムが形づくられてから現在に至るまでの社会状況の変化を受けて、制度の目的と実情にズレが生じてきており、期待された通りには機能しなくなっているという実態が突きつけられているという点でしょう。こうした制度疲労がみられる今日、既存のシステムが前提としている枠組みにおさまるような対策を講じてもさほどの効果は期待できません。限界を乗り越えるための抜本的な発想の転換が求められています。

## 2 現行制度上の「出席」

日本の学校教育制度が前提とするもののうち、とくに義務教育段階において重視される傾向が強いものとして、出席日数が挙げられます。各学年の授業時数の標準が学校教育法施行規則に示されており、これに基づいて、各学校の教育課程が組まれます。この教育課程を修了することで、子どもたちへの教育機会を提供するのが、日本の義務教育制度です。長らく、日本の教育制度上では、学校に通い、授業を受けることで教育を受ける権利を保障しようとする仕組みがとられてきたわけです。このため、学習の場が学校であるかどうか、保健室への登校の扱いをどうするか、などが問われてきました。学校へ登校し出席した日数が、指導要録と呼ばれる一定期間の保存が必要な書類原簿に記録され、その後の進路選択時にも参照されることが続いてきました。

ただし、文部科学省は2019年に「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を出しています<sup>1)</sup>。このとき、一定の要件を満たす場合に、①民間も含めた学校外の施設での相談・指導を受けた日数や、②自宅におけるICTや郵送・FAXなどの活用と、訪問等による定期的・継続的な対面指導での学習成果をもって、出席扱いとして指導要録に記載することができることとされました。具体的に、どのような条件で出席扱いとなるかは、教育委員会ごとの判断となりますので、自治体ごとに対応が異なる場合があります。このほか、公立高校受験の際の調査書から、出欠の記録欄を削除する自治体も、検討中を含めて増えてきています。

## 3 どのような変化が必要か?

以上のような「出席」の取扱いに関する制度変更は、今後の教育制度や社会にどのように影響してくるのでしょうか。こどもの学習・生活そのものがあるまま認められ、安心して過ごせる場と時間が増えることを歓迎する声もあれば、従来の学校が果たしてきた機能が維持されるかどうかへの懸念が示されることもあるでしょう。たとえば、宮崎県都城市の学びの多様化学校は、南九州大学構内への設置予定で、大学ならではの環境を活用した新たなタイプとして注目されています。また、学びの多様化学校と夜間中学との連携や併設・一体化などを進める動きも加速しています。ただし、増加してきているこれらの機関の中には、多様な学びを可能にするとしながらも、「学校」として設置されている以上、既存の学校システムにおける若干の特例を設けたにすぎないタイプもみられます。学びのスタイルに弾力性が生まれることはたしかですが、出席日数がカウントされる場であることに変わりはないとも言えます。

こうした点に関連して、「高等学校教育の振興に関する懇談会」<sup>2)</sup>では、拡大する通信制高校をめぐって、教育の質の保障が問われています。義務教育段階の枠をこえているものの、教育機会の確保と、そこでの教育の質保障、言い換えれば、教育の質をいかにして制度的に管理することが可能にするかがテーマです。しかし本当に必要な変化は、管理という発想からどれだけ脱却できるかではないでしょうか。

公的機関による支援のみでは限界があることは、不登校児童生徒数の増加として表れてきています。しかしながら、そもそもフリースクールをはじめとする支援団体については、ほとんどの一般市民には十分に知られていないのではないのでしょうか。学校外の支援機関の実態等を知ることが、学びの場の認識と活用のイメージ転換につながっていきます。それぞれの強みを生かしながら、子どもたちやその保護者に寄り添った相談・支援、児童虐待やヤングケアラー、貧困など、支援を必要とする子どものセーフティネットの強化などによる新たな価値創造に向けた基盤づくりがより一層求められていくはずですよ。あわせて、日本の義務教育段階における「出席」が意味するものを、今一度、問い直してみることから始める必要があるようにも思います。学びを止めないための欠席、干渉されない自由などは、もともとあったはずの権利でもあります。

1) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)

2) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/201/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/201/index.html)

# 自殺予防に向けた教員研修

寺戸 武志 准教授

## 1 自殺予防に向けた研修会

令和7年7月に兵庫県立上郡高等学校にて、49名の先生方を対象に、生徒の自殺予防に向けた教員研修を実施させていただきました。「自殺予防におけるインターベンションーともに悩みを分かち合うためにー」と題して、「死にたい」という気持ちに至る生徒の心理やアプローチの仕方、考え方、寄り添う視点などについて、皆さんと一緒に考えを深めました。

## 2 研修の内容

文部科学省(2024)の調査によると、本邦における令和5年度の児童生徒の自殺者数は397名であり、10年前の平成25年と比較して約1.7倍となっており年々増加傾向にあります。校種別では小学校で11名、中学校で126名、高等学校で260名であり全体の約1/3は中学生、約2/3は高校生というのが現状です。また、子ども家庭庁(2024)の調査では15歳から19歳までの若者の死因の52.4%が自殺であることが報告されており、子どもたちの命を守る取組の必要性が強く求められています。

一般的に自殺は、自殺に至る直前にその人に起こった特定のネガティブな出来事だけが原因で選択されるのではなく、それまでの長い生活の中で蓄積された生物学的、心理学的、社会的な様々な要因が重なり合った末に選択されることが多いとされています。学校や家庭、習い事などの様々な場面での「ストレス」が過度に増大すると、蓄積された怒りや不安などによって心身に過剰な負荷がかかっていきます。そのような状況下で、自分は独りぼっちだと感じるような「孤立感」や、自分が周りに迷惑をかけているのではないかというような「負担感」が高まっていくと、徐々に心理的な視野が狭くなっていき、この苦しみはずっと続くのではないか、私はいない方がいいのではないか、消えてしまいたい…と自殺願望に繋がってしまうことがあるとされています。また、死にたいほどつらい思いを抱えて悩んでいる人の中には、「死にたい」気持ちと、心のどこかにある「生きたい」という気持ちの狭間で揺れ動く強い葛藤を抱えており、その葛藤によってさらに苦しい思いをしている人も多くいます。

学校は、そういった危機にある子どもたちに対する早期発見・早期対応を行うことが求められます。しかし、自殺直前に子どもたちから発せられるサインは、自殺をほのめかしたり、自傷行為が深刻化したりするようなものだけではなく、なんとなく落ち着きがなくなったり、成績が落ちてきたりするなど、自殺に繋がるような予兆だと直接的に連想しにくいものである場合もあります。そのため、その子その子の日常を総合的に見て「いつもと様子が違う」という視点で慎重にアセスメントをしていく必要があります。

本研修では、これらのような学びを含みながら、子どもたちの自殺の現状の理解、「死にたい」に至る心理、「死にたい」への対



応の在り方などについて考えました。自殺の危険が高まった時の心理を確認したのち、「死にたい」と打ち明けてくれた生徒に対して、教員が人間としての共感と深い心の交わりに基づいた対応をどのような視点や考え方で行っていくべきなのかなどについて具体的に考え、対応の原則についての学びを深めました。

## 3 参加者の感想

研修終了後、参加した先生方からは、「『死にたい』と思う生徒の心理と、その場合の対応について詳しく説明していただいたことで、実際に生徒対応をする状況に臨む心構えができた。自殺念慮を持つ生徒に対しては共感的態度で寄り添いつつ、一人で対応せずに組織的に、かつ迅速に対応することが求められるが、研修を通して職員全員が共通認識を図れたことで今後の生徒対応に、組織的に当たることができるかと心強く感じている。」「自殺が発生したときだけに関わらず、私たちは何か問題が発生したとき、課題解決の思考になりやすく、これだ、という原因を見つけそれに対する対応や解決をしたくなるが、だれしもたった一つのネガティブなライフイベントで直接『死』に向かうことはなく、様々な積み重ねの結果、小さなきっかけで『死』を決断してしまう。そのため、様々な場面で生徒に寄り添い、生徒の悩みの一つ一つに対して、対応していく必要があるのだと学んだ。」「生徒のネガティブな発言を否定すると、信頼関係を損なったり論争に発展したりする可能性があるため、受容的に聞き入れて、プラスの話の時に掘り下げて、あくまでも彼ら自身に話をさせる必要がある。また、私自身が理解できないと感じたときであっても、簡単に解決できると彼ら自身も考えておらず、もはや簡単に解決されたくない気持ちも少なからずあるのではないかと考えるため、一緒に悩む姿勢を意識して対応していきたい。」などの感想をいただきました。

当センターではこのような教員研修を各学校等に出向いて実施することが可能ですので、是非ともご利用いただければと思います。

# 法的視点から考えるいじめ未然防止教育の教材開発

蜂須賀 洋一 准教授

## 1 法的な視点から考える未然防止教育の教材の必要性

いじめ防止対策推進法(2013)が制定され法整備が進められるなか、学校でいじめを受けた際に被害児童生徒が学校側や加害児童生徒側に対して民事訴訟などの法的責任を追及する事案が散見されます。他人の権利や利益を違法に侵害した者が、生じた被害に対する責任で、いじめの加害者は不法行為に基づき被害者に損害賠償責任を負います(民法第709条等)。実際に、いじめの加害者が中学生であっても「その行為の責任を負わなければならないことについて判断能力を備えていた」として、加害生徒本人が損害賠償責任を負う例もあります(2002年1月31日東京高裁判決等)。

『生徒指導提要』(文部科学省,2022)に示されているように、学校教育では法的な視点から考える未然防止教育が求められています。それは、児童生徒が「いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり」、時には犯罪行為にもなるという認識、また行為結果への顧慮と責任の自覚を持たせる教育です。ここでは、法的な視点から考える未然防止教育の教材について紹介します。

## 2 法的な視点から考えるいじめ未然防止教育の教材「下級生への指導・注意のつもりでも」

以下は、2024年12月24日山形地裁判決を参照して作成した法的視点から考えるいじめ未然防止教育の教材(一部)です。

ここでは「裁判所の判断」として、部長であるAを含めた3年生3名が一定期間、他の部員にも聞こえる大きな声で「何で練習しないの?」「さぼっている」等とKを責める発言をしたこと、Kからのあいさつを無視するとともに、その他の場面でもKへの嫌悪感をあらわにし、疎外する態度をとっていたことで、Kが受けた精神的苦痛は相当に大きかったとします。その上で、Aら3名の行為は、「社会通念上許容される限度を超えるものであって、不法行為法上違法」と判示しています。

このように本教材では、いじめを法的な視点から考える未然防止教育と関連して、権利侵害の具体的様相、その際の違法性と法的責任、また被害の救済・回復方法等の情報を示すようにしています。そして「シンキング・エラー(間違った考え)」を学ぶ教材としても捉えることができます。和久田(2019)によると、いじめを深刻化させるキーワードとして、例えば「自分にはそういうことをしてよい権限がある」「これは指導なのだ」などと考える「シンキング・エラー」があると指摘します。そして、中高の部活動での先輩から後輩へのいじめは「アンバランス・パワー」と「シンキング・エラー」で深刻化する可能性が高いと述べます。本教材には、その具体的な場面が示されています。

### 1 経緯

X高校、陸上部(男女50人ほどの部員)での出来事。KとB(Aの妹)らは、4月に入学し、陸上部に入部した。A(3年生、部長)、C、D(3年生)及びB(1年生)とK(1年生)は、優れたスポーツ選手の育成を目的に小中学生を対象とした県選抜チームクラブのメンバーとして以前から面識があった。3年生のAとCは、Kのことを、「推薦でX高に合格し、早々に受験勉強を終えたにもかかわらず、県選抜の練習に参加していなかった」と伝え聞いて、「練習熱心じゃない人」として問題視していた。そして、「あいつ嫌いだから一緒にいたくない。」「X高に来るな。」「SNSのフォローを外そう。」等と言っていた。…略…

4月9日、Kは初めて陸上部の練習に参加した。しかし、アップ中に足を痛め全体練習を断念した。それ以降もKは、部活を休みがちで、参加しても練習を休憩したり、負担の軽い個別の練習をしたりしていた。Aは、このようにKが、けがで十分な練習ができないことを、一層不愉快に思い、練習熱心じゃない他の部員と同じように風当たりを強めていた。そして、Aとそれに同調したCとDは、Kの休憩中や個別練習中に、他の部員にも聞こえる大きな声で、「何で練習しないの?」「さぼっている」等とKを責めることがあった。また、このような責める発言に加え、Kからのあいさつを無視するとともに、その他の場面でも、Kへの嫌悪感をあらわにし、疎外する態度をとっていた。…略…

### 2 裁判所の判断—違法ないじめ行為の有無

3年生のA、C、Dの3名は、原告Kが入学する前から悪感情を抱いていた上、Kが練習の際に足を痛め、以降熱心に練習を行わない様子を見て、さらに悪感情を募らせていた。このような状況下で、少なくとも4月9日から26日までの間、他の部員に聞こえるようにKを責める発言をし、Kのあいさつを無視し、その他の場面でもKを無視するあからさまな態度をとっていた。

そして、陸上部の部長または上級生という立場にあったAら3名が、新入生のKに対し、悪感情の下、他の部員に聞こえるようにKを責めたり、Kを無視したりすることは、一定期間継続してKに孤立感、疎外感を与えるものである。このことは、Kが心療内科を受診し、適応障害と診断されていることからしても、Kが受けた精神的苦痛は相当に大きかったと認められる。そうすると、Aら3名の行為は、社会通念上許容される限度を超えるものであって、不法行為法上違法というべきである。…略…

このような要素のある教材を活用して、児童生徒に「これらの行為は権利侵害となるのか」「なぜこのような言動をしたのか」などについて議論させる授業を組み立て、出前講座等で実践しています。

#### 【参考・引用文献】

2002年1月31日東京高裁判決、判例時報1773号

2024年12月24日山形地裁判決、TKC法律情報データベース

文部科学省(2022)『生徒指導提要』、東洋館出版社

和久田学(2019)『学校を変えるいじめの科学』、日本評論社

## Ⅳ いじめ・生徒指導に関するオンライン研修講座ビデオ



### オンライン研修講座

本センターでは、いじめ等への予防や対策への支援の一環として、教育現場での研修会等に活用することを目的に「いじめ等に関する研修講座ビデオ」（1回：30分）をシリーズで作成しています。

利用方法は、次のYouTube、又は本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究研修センター」を検索してご利用ください。

- **いじめの早期発見のために**
- **いじめアンケートを教育相談につなげる** -SCTアンケートの活用-
- **「研修」のイメージ転換** -学びのアクティベートへ-
- **いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応**  
-お互い様、生徒同士のトラブル?-
- **生徒指導の基礎**
- **不登校の未然防止のために**  
-「生活アンケート」から読み取る不登校傾向のある子の特性-
- **生徒指導の方法** -ガイダンスとカウンセリング-
- **不登校児童生徒の特徴**
- **いじめを未然防止する学級経営**  
-SLQ(学校生活アンケート)の結果を基に-
- **学級経営と生徒指導の一体的充実**
- **学校における「リスク」をマネジメントする**
- **ストレス理論を生かしたプロアクティブな生徒指導**
- **裁判事例にみる学校・教師の対応**  
-児童生徒からの聴き取り「事情聴取」の場での教師のつまづき-

### アニメーションによるいじめ防止等 生徒指導に関する研修講座

- 第1章 改訂版生徒指導提要に学ぶ生徒指導の基礎
- 第2章 いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応
- 第3章 いじめの早期発見のために
- 第4章 「研修」のイメージの転換  
～学びのアクティベートへ～

### 大学と教育委員会 及び教育関係機関との連携

連携を軸にした教育相談支援活動のあり方  
-大学と教育行政と学校と-

いじめによる不登校(重大事態)の予防のために  
-第三者委員会のありよう-

上越教育大学いじめ・生徒指導  
研究研修センター  
youtube チャンネル



⑨ 当サイト(研修講座ビデオ)の内容、テキスト、画像等の無断転載は  
ご遠慮ください。

## V 所属教員(スタッフ)の派遣



### ① 講師派遣の申込

研修会等の講師の派遣依頼については、派遣を希望する所属教員(スタッフ)へ事前にメールによりお問い合わせの上、お申し込み手続きをお願いします。

### ② 研修会等終了後の報告

研修会等が終了しましたら速やかに、実施報告書をご提出ください。各種様式は、本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究研修センター」に掲載しています。ダウンロードの上、ご提出ください。

URL [https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center\\_library/700rbgc.html](https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700rbgc.html)

### お問い合わせ先

本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究研修センター」を検索し、  
「フォームで問い合わせる」よりお問い合わせください。

URL [https://www.juen.ac.jp/120inquiry/form\\_rbgc.html](https://www.juen.ac.jp/120inquiry/form_rbgc.html)



いじめ・生徒指導研究研修センター



〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地

上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センター(研究連携課研究連携チーム)

E-mail : [j-rbgc@juen.ac.jp](mailto:j-rbgc@juen.ac.jp) (メール送信時には@を半角にしてください。) FAX : 025-521-3621



発行：令和8年2月